

2018年10月18日

お客様各位

【南アフリカ向け】24時間ルールに関するご案内 ④

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、南アフリカ向け貨物に適用予定である出港前報告制度に関しまして、報告必須事項を下記の通り追記させて頂きたく下記の通りご案内申し上げます。

記

- 1、適用対象貨物 : 南アフリカ向け（南アフリカでのトランシップ貨物含）
- 2、適用開始時期 : 運用開始済み
- 3、日本出し CUT 日 : 1st Vessel 各航路の設定日が引き続き適用となりますが、2nd Vessel として接続する南アフリカ向け本船の接続港での CY カット日の方が早い場合は、2nd Vessel の入港日3日前となります。
- 4、報告必須事項 : B/L Instruction に記載頂く必須事項は以下の通りです。
 - 1) Shipper/Consignee/Notify Party の名称・住所・電話番号
(To order B/L の場合は Shipper/Notify Party の名称・住所・電話番号)
 - 2) HS Code (6桁) 及び 貨物の具体的な名称
(複数の HS Code が存在する場合は代表品目番号の HS Code を記載)
- 5、チャージ導入 : “AMS” USD 35 per B/L
 - ▶Master B/L 一件当たりに適用
 - ▶RCG 送信後のデータ訂正をご希望の場合は、一件当たり USD 40 per B/L の訂正料を頂戴致します。

注1) アジア各港にて船積み/トランシップとなる南アフリカ向け貨物に関しましても RCG 送信の対象となりますので宜しくお願い致します。

注2) スムーズな RCG 送信を行う為にもカット日の厳守及び正確な B/L Instruction の提出を引き続きご協力頂きます様何卒宜しくお願い致します。

注3) RCG 送信した結果 SARS より船積み不可とされた場合、善処致しますが貨物を当初予定していた本船に積載できない可能性もあること予めご了承願います。

変更点があった際は改めてご案内いたします。

ご不明点等ございましたら弊社各店までお問い合わせ頂きます様お願い申し上げます。

以上